

人事院公示第 8 号

人事院総裁は、人事院規則 2—15（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、令和 4 年人事院公示第 11 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 5 年 3 月 31 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
個人情報の保護に関する法律第 76 条及び第 77 条第 1 項の規定に基づく開示請求の受付、同法第 89 条第 1 項の規定に基づく手数料の徴収、同法第 90 条及び第 91 条第 1 項の規定に基	(略)	(略)	個人情報の保護に関する法律第 76 条及び第 77 条第 1 項の規定に基づく開示請求の受付、同法第 89 条第 1 項の規定に基づく手数料の徴収、同法第 90 条及び第 91 条第 1 項の規定に基	(略)	(略)

<p>づく訂正請求 の受付、同法 第98条及び 第99条第1 項の規定に基 づく利用停止 請求の受付並 びに同法第1 19条第1項 及び第2項に 基づく手数料 の徴収</p>		<p>づく訂正請求 の受付、同法 第98条及び 第99条第1 項の規定に基 づく利用停止 請求の受付並 びに同法第1 17条第1項 及び第2項に 基づく手数料 の徴収</p>	
---	--	---	--

- 2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。